

姫路野球協会「運営事項に関する取り決め事項」現改比較

改正：令和7年1月19日

【一般野球】

改正条文「第20条第3項」「第22条」「第27条」を以下のとおり改正する。

条文	現 行	改 正
第20条	<p>(3) 前項の終了回数で得点が等しい場合の勝敗は、A級、B級、C級選手権大会はタイブレーク方式、(無死一・二塁で継続打順とし、継続打順による一・二塁の走者がバッテリーの場合、ゲームのスピードアップのためにバッテリーを除いたその前の打順の選手が走者になる。ただし、バッテリーが打者になって出塁した場合は、そのまま走者として塁上に留まる。)とし、<u>同点の場合は後の1回継続打順で行い勝敗がつかない場合は抽選とする。(タイブレーク方式は2イニングとする)</u></p>	<p><b>第20条第3項の一部を改正する。</b>  <b>(3) 前項の終了回数で得点が等しい場合の勝敗は、A級、B級、C級選手権大会はタイブレーク方式、(無死・・・・)とし、「<u>同点の場合は後の1回継続打順</u>」を削除、(タイブレーク方式は2イニングとする)を削除し、</b>                      (改正文)                      (3) 前項の終了回数で得点が等しい場合の勝敗は、・・・タイブレーク方式(・・・)とし、「<u>1イニング</u>」行う。に改める。</p>
第22条	<p>代表決定戦に限り、第二十条の規定にかかわらず、次に掲げる方法で勝敗を決する。                      (1) 試合は7回、試合時間は100分以内(B級及びC級選手権は90分以内)とする。試合時間又は7回完了して同点の場合は時間に関係なく2回タイブレーク方式で行う。タイブレーク方式は(無死一・二塁で継続打順とし、継続打順による一・二塁の走者がバッテリーの場合、ゲームのスピードアップのためバッテリーを除いたその前の打順の選手が走者になる。但し、バッテリーが打者になって出塁した場合は、そのまま走者として塁上に留まる。)とし、同点の場合は抽選とする。</p>	<p><b>第22条第1項の一部を改正する。</b>                      (1) 試合は7回、試合時間は100分以内(・・・)とする。試合時間又は、・・・関係なく、<u>2回タイブレーク方式で行う。</u>を削除し、                      (改正文)                      (1) 試合は7回、試合時間は100分以内(・・・)とする。試合時間又は、・・・関係なく、<u>タイブレーク方式は、「1イニング」行う。</u>に改める。</p>
第27条	<p>(規 律)                      次に掲げる行為に対しては、それぞれ各号に定める措置をする。                      (1)～(4)  <b>【参考】</b>                      健康増進法の一部改正する法律(平成30年法律第78号)令和2年4月1日より全面施行、マナーからルールへ施設等の管理権原者等は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備(灰皿等)を設置してはならない。                      (喫煙をする際の配慮義務等)</p>	<p><b>新たに「第5項」を追加する。</b>                      (1)～(4)                      (5) <u>試合会場は、公共施設を使用するため、施設内での「喫煙」は禁止とする。</u>  <u>公共秩序を守らない場合は、それ相当のペナルティを科する。</u>を追記する。</p>